府　令

○内閣府令第二十五号

割賦販売法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第九十九号）の施行に伴い、消費者安全法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成三十年五月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

消費者安全法施行規則の一部を改正する内閣府令

消費者安全法施行規則（平成二十一年内閣府令第四十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（消費者と事業者との間の契約の条項の効力に関する法律の規定） **第三条**　令第三条第四号ロの内閣府令で定める法律の規定は、次に掲げるもの（当該法律又は他の法律において準用する場合を含む。）とする。ただし、当該法律又は他の法律の規定により適用を除外される場合におけるものを除く。 ［一～六　略］ 七　割賦販売法第五条第二項、第十八条の五第七項、第二十七条第二項、第三十条の二の四第二項、第三十条の四第二項、第三十五条の二第二項、第三十五条の三の十第十五項、第三十五条の三の十一第十五項、第三十五条の三の十二第八項、第三十五条の三の十七第二項、第三十五条の三の十九第二項及び第三十五条の三の三十四第二項	（消費者と事業者との間の契約の条項の効力に関する法律の規定） **第三条**　令第三条第四号ロの内閣府令で定める法律の規定は、次に掲げるもの（当該法律又は他の法律において準用する場合を含む。）とする。ただし、当該法律又は他の法律の規定により適用を除外される場合におけるものを除く。 ［一～六　同上］ 七　割賦販売法第五条第二項、第十八条の五第七項、第二十七条第二項、第三十条の二の四第二項、第三十条の四第二項、第三十五条第二項、第三十五条の三の十第十五項、第三十五条の三の十一第十五項、第三十五条の三の十二第八項、第三十五条の三の十七第二項、第三十五条の三の十九第二項及び第三十五条の三の三十四第二項
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この府令は、平成三十年六月一日から施行する。

省　令

○総務省令第一号

外務省令第一号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第三十条の四第一項の規定に基づき、在外選挙人名簿の登録申請に関する領事官の管轄区域を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年五月三十一日

総務大臣　野田　聖子

外務大臣　河野　太郎

在外選挙人名簿の登録申請に関する領事官の管轄区域を定める省令の一部を改正する省令

在外選挙人名簿の登録申請に関する領事官の管轄区域を定める省令（平成十一年外務省自治省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
在外選挙人名簿に関する事務についての領事官の管轄区域を定める省令 公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第三十条の四第一項に規定する在外選挙人名簿に関する事務についての領事官の管轄区域として総務省令・外務省令で定める区域は、別表のとおりとする。 ［別表　略］	在外選挙人名簿の登録申請に関する領事官の管轄区域を定める省令 公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第三十条の四に規定する在外選挙人名簿の登録の申請に関する領事官の管轄区域として総務省令・外務省令で定める区域は、別表のとおりとする。 ［別表　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この省令は、公職選挙法及び最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第九十四号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成三十年六月一日）から施行する。

○農林水産省令第三十五号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第十八条第一項の規定に基づき、農地中間管理事業の推進に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年五月三十一日

農林水産大臣　**齋**藤　健

農地中間管理事業の推進に関する法律施行規則の一部を改正する省令

農地中間管理事業の推進に関する法律施行規則（平成二十六年農林水産省令第十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
（農用地利用配分計画の作成等） **第十二条**　（略） 2　（略） 3　前項の規定にかかわらず、農地中間管理機構は、次の各号に掲げる場合には、同項の農用地利用配分計画にその旨を記載してそれぞれ当該各号に定める書類の添付を省略することができる。 一　現に農地中間管理機構から賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けている者に、当該権利に係る農用地等（以下この号において「対象農用地等」という。）	（農用地利用配分計画の作成等） **第十二条**　（略） 2　（略） （新設）